

八戸市復興計画推進市民委員会について

八 戸 市

平成 26 年 6 月 18 日

八戸市復興計画推進市民委員会の概要（平成 26 年度）

1. 目的

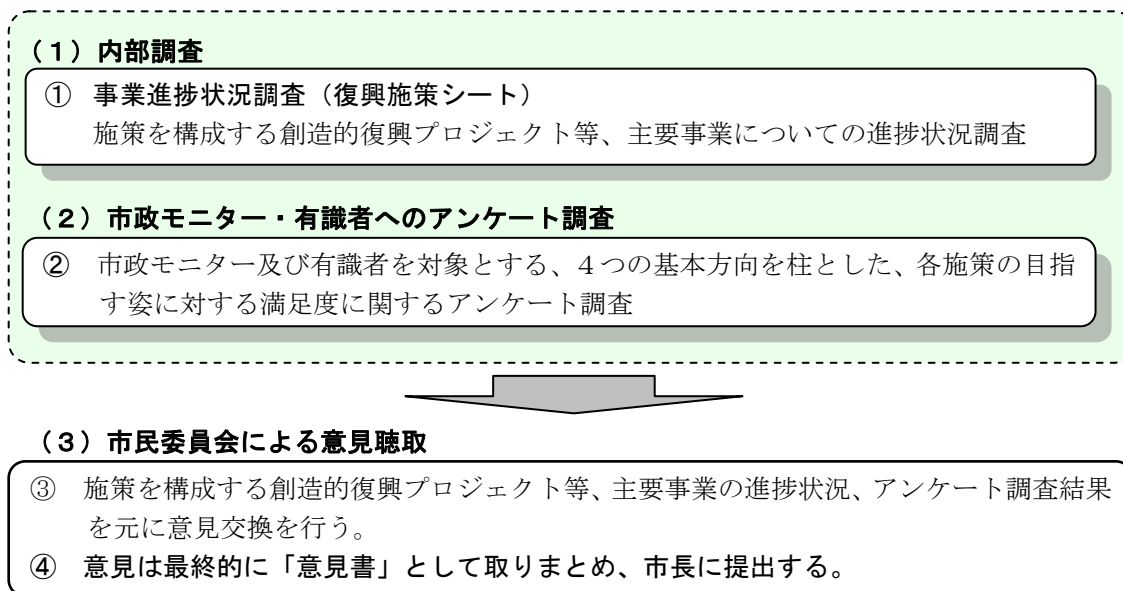
- 東日本大震災からの復旧・復興に向けて、平成 23 年 9 月 26 日に策定した八戸市復興計画の適切な進行管理を行うため、市の総合計画と同様に、市民で構成する委員会（市民委員会）を設置する。
市民委員会は復興計画の重点事業である 8 つの「創造的復興プロジェクト」の事業（100 事業）を中心に、計画を構成する 4 つの基本方向（①被災者の生活再建、②地域経済の再興、③都市基盤の再建、④防災力の強化）ごとに施策 17 項目に対して意見を述べ、市では、当該意見を踏まえ、事業の見直しなどの検討を行い、次年度以降の事業計画に反映させる。

2. 委員構成

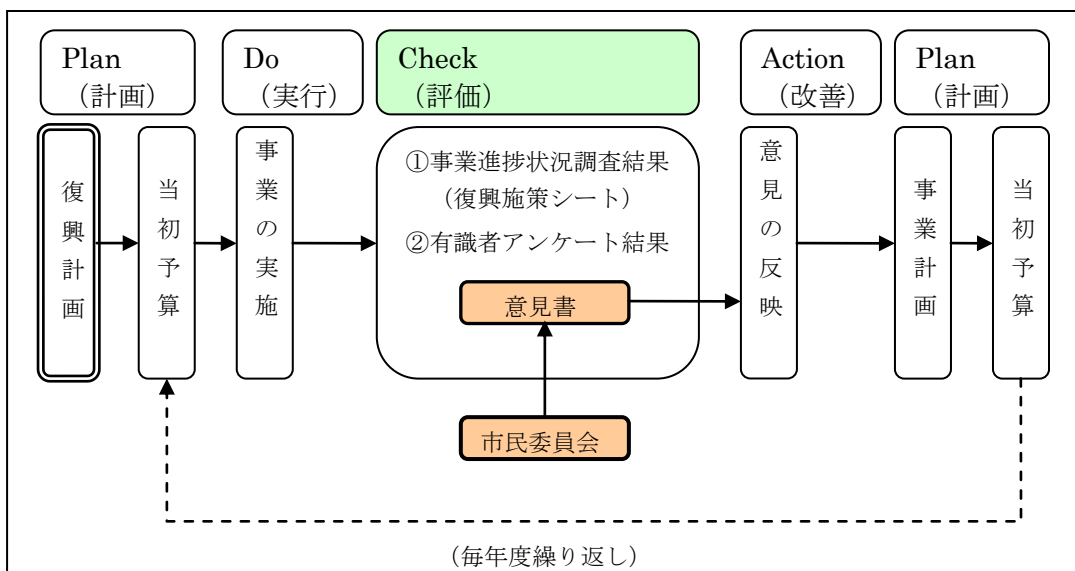
- 復興計画の策定に携わった委員及び団体の推薦者等 8 名 + 公募委員 1 名 の計 9 名
（任期：2 年間）

3. 審議方法

- 市民委員会は、事業の進捗状況、有識者アンケートの結果等を踏まえて、施策の達成状況や今後の方向性などについて、「意見書」としてとりまとめ、市長に提出する。



(市民委員会の意見と事業計画との関係)



4. 平成 26 年度スケジュール（予定）

月	26 年度		(参考) 25 年度
	【公募委員 1 名】	【団体推薦委員等 8 名】	
4 月	委員公募（募集期間 4/1～4/30）	下旬 各団体へ委員推薦依頼送付	
5 月	上旬 公募委員の審査・選考 中旬 選考結果通知・委員就任依頼送付	中旬 委員就任依頼送付	30 日 第 1 回市民委員会
6 月	第 1 回市民委員会（6 月 18 日（水）10:00～12:00） ・意見聴取「基本方向 1. 被災者の生活再建」 ・意見聴取「基本方向 3. 都市基盤の再建」		27 日 第 2 回市民委員会
7 月	第 2 回市民委員会（7 月 24 日（木）15:00～17:00） ・意見聴取「基本方向 2. 地域経済の再興」 ※第 1 回市民委員会終了後の話し合いにより、第 2 回市民委員会については、通常の審議に加え、市内復興状況視察会を実施することとなったため、開催時間は 10:00～16:00（午前審議、午後視察）に変更予定。		24 日 第 3 回市民委員会
8 月	第 3 回市民委員会（8 月 27 日（水）15:00～17:00） ・意見聴取「基本方向 4. 防災力の強化」		21 日 第 4 回市民委員会
9 月	第 4 回市民委員会（9 月 25 日（木）15:00～17:00） ・市民委員会「意見書」の検討、取りまとめ		30 日 意見書提出
10 月	（上旬）意見書提出 ・委員会→市長 （中旬）意見書の各課への送付 ・当初予算編成、次年度事業計画への反映		21 日 意見書の各課への送付

八戸市復興計画推進市民委員会委員名簿

敬称略：50音順

	氏名	備考
1	梅内 昭統	八戸市社会福祉協議会 常務理事
2	川本 菜穂子	災害ボランティアコーディネーター連絡協議会 副会長
3	澤藤 孝之	八戸港振興協会 専務理事
4	関 秀廣	八戸工業大学 学長補佐 教授
5	高畑 紀子	八戸観光コンベンション協会 理事
6	西川 禎	八戸商工会議所青年部 会長
7	藤村 幸子	公募
8	山道 直樹	連合青森三八地域協議会 事務局長
9	類家 伸一	特定非営利活動法人 循環型社会創造ネットワーク 理事長

八戸市規則第11号

八戸市復興計画推進市民委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市復興計画推進市民委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、八戸市復興計画の実施状況について調査審議するとともに、当該計画の推進に関し、必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 八戸市復興計画の策定における八戸市復興計画検討会議の委員であった者又は当該委員の所属する団体が推薦する者
- (2) 震災復興に関し優れた識見を有する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の八戸市復興計画推進市民委員会の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規則の施行の際現に従前の八戸市復興計画推進市民委員会の会長又は副会長である者は、施行日において第4条第2項の規定により委員会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

八戸市復興計画推進市民委員会の運営方法について

会議は公開とする。

傍聴者は、会議で発言することはできない。

会議における発言は議事録として記録される。

議事録は公開する。